

令和3年12月10日（金）

令和3年度 第2回多摩市みどりと環境審議会議事録

午前10時00分開会

1.開会

環境政策課長

令和3年度第2回多摩市みどりと環境審議会を開催いたします。特にリモートでご参加の方は挙手につきましてはお手元の手のアイコンを押して、ご発言は合わせてミュートも解除してお話しいただければと思います。途中操作が滞っても一旦中断して確認しながら進めますので、慌てずご安心いただきながらご参加願います。万一途中で回線が中断してしまった場合等は、大変申し訳ございません、会議はそのまま続行させていただく場合もございますのでご容赦願います。では進行を会長よろしくお願いたします。

会長

はい、ありがとうございます。皆さんおはようございます。改めまして本年度につきましてもどうぞよろしくお願いいたします。それでは令和3年度第2回目という、一応建前上第2回目になりますが、多摩市みどりと環境審議会を始めたいと思います。最初に出席の確認になりますが、本日欠席に関しましては、先ほど少し会話の中で出てまいりましたが、F委員とH委員とO委員3名が欠席になっております。

そのため13名が本日の出席となりますので、多摩市みどりと環境審議会規則第3条によりまして、委員の過半数が出席しているということになりますので、改めましてこれから令和3年度第2回多摩市みどりと環境審議会を開催させていただきます。それでは、開会にあたり市を代表いたしまして環境部長からご挨拶いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

環境部長

委員の皆様おはようございます。声が出づらいために読み上げアプリを使用しまして、ひとことご挨拶をさせていただきます。本日はご多忙の中、多摩市みどりと環境審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。委員の皆様には本審議会にご参加いただく為、オンラインの準備やまた本日会場までお越しいただきまして誠にありがとうございます。

本日は今年度、第2回目の審議会となりますが、令和2年度多摩市の環境の取り組みの評価を行うということでは初めての審議会となります。そのため、市長からご挨拶をさせていただいたかったところですが、公務の都合により市長に変わって、私の方から一言ご挨拶をさせていただく次第です。

まずは今回から教育委員のL委員が初参加ということで、L委員におかれましてはどうぞよろしくお願いいたします。また、他の委員の皆様につきましても引き続きよろしくお願いいたします。

さて、今年度における今後の審議事項については、後ほど事務局から説明をさせていただきますが、

今回も多摩市みどりと環境基本計画の政策方針の中から、1つ重点的に評価する項目を選んでいただき、外部評価を進めることを予定しております。

また来年度には、次期みどりと環境基本計画の改定作業を控えていることもあり、今進めている環境部の大きな取り組みや、諮問の行うまでのレベルではないものの、現在日常業務の中で抱えている課題でご意見をいただきたいこと、次期基本計画の策定作業に向けた準備に関すること、各種法制度の新たな動きなどについて委員の皆さんと情報を共有させていただき、意見交換を行う時間についても設けていきたいと考えています。

その際にはどうぞ忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。これから年末年始を控え寒さの厳しさを増してくるかと思いますが、委員の皆様におかれましてはくれぐれもご自愛くださいませ。本日はよろしくお願いいたします。以上でございます。

会長

はい、ありがとうございます。今、環境部長からあった通り本年度につきましては、外部評価に加え報告事項ということで、多摩市が今問題として抱えているいくつかの案件みたいなものについても、順次情報共有をして徐々に意見を伺っていくという、今までと少し違うやり方というものも入ってくるかと思えます。そういったこともありますので、大変ご多忙とは存じますけども何卒ご協力いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日の次第および日程や資料につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

環境政策課長

はい、では私の方から説明をさせていただきます。まず次第の方をご覧くださいと思います。本日の流れですが、今、開会を行い、この後委員の皆様のご挨拶、それから3つ目に会議運営に関する事項の確認について、そして4つ目に令和3年度多摩市の環境の取組の認証依頼等について、それから5番目に多摩市の環境の取り組みに関する外部評価の手法等について、それから6番目、今環境部長と会長からもご案内があった通り、今多摩市が抱えている課題や、中には法制度といったところめまぐるしく変わっている部分もございますので、そういったところを共有して、市の取り組みの部分については、忌憚のないご意見を賜りたいと思います。配付の資料の真ん中から下のところをご覧ください。資料1から資料6-3までございます。それから参考資料も7種類ございます。特に参考資料の2、3、4、5については、当初送らせていただいた後に第2弾としてメールで送らせて頂いている部分となります。メール等で届いておりますでしょうか。ご確認の方をお願いいたします。

なければ、予定通り進めさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。では会長よろしく申し上げます。

会長

ありがとうございます。コロナ前と大きく違う点としましては、いわゆる印刷したものを配布して直接見るということではなく、資料に関しましても、基本的には電子ファイルでのやりとりが多くなっていて、少し混乱というか慣れないとなかなか大変なこともございますけども、もしお手元に見つからない場合は、遠慮なくご連絡いただければと思います。あと一点私から多摩市の事務局にお願いがある

のですが、資料は時間の都合とかでバラバラになって何段階かに分けていただくのはしょうがないと思うのですが、できればファイルはPDFファイル等に統一していただいた方が、資料としてはありがたいかなと思いますので、次回以降、可能であれば会議資料の配付に関しましては、PDF資料等で改変等が行われないようなもので配布いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。これは可能であればということ。

環境政策課長

はい、そこはきちっと修正してまいりたいと思います。貴重なご意見ありがとうございます。

会長

はい、すみませんよろしくお願いいたします。それでは、会議の進め方ですけども、通信とかいろいろなトラブル等あるかと思うので、もし何かある場合とか、ちょっと直接発言等は恥ずかしい場合には、チャットボックスという、いわゆるメッセージを皆さんと共有できる機能が付いていますので、こちらを十分に活用していただければと思います。こちらに、分からないこととか途中でも構いませんので、出していただければ私や事務局の方で逐次取り上げていきたいと思いますので、ご活用いただければと思います。

2.委員挨拶

それでは次第の2番目の委員挨拶に移らせていただきます。こちらはExcelの資料になっていたかと思いますが資料1をご覧いただきたいと思います。こちらが現在の多摩市みどり環境審議会の委員名簿になります。現在定員は17名になっておりますが、1名選考中ということですので現在16名で本日は13名の方々に参加をいただいております。なかなかリモート会議だと直接お目にかかってお話しすることはなく画面上でしかお会いすることができませんので、名前とか覚えにくいかと思うので、こちらの資料1の順番に指名させていただきますので、それぞれ簡単に構いませんので、自己紹介、できればリモート参加の方も顔を見せて頂いてご発言いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは最初にB委員からお願いできますでしょうか。よろしくお願いいたします。

B委員

Bです。よろしくお願いいたします。

備考のところに多摩ニュータウン環境組合リサイクルセンターとありますが、通称エコにこセンターと言っております、唐木田にあるごみ減量の啓発施設です。多摩清掃工場に併設した施設のセンター長をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

会長

はい、ありがとうございます。それではE委員お願いいたします。

E委員

はい、よろしくお願いします。

Eと申します。パルテノン多摩の業務委託受託者である、公益財団法人多摩市文化振興財団で学芸員をしております。専門は自然ということでこちらの委員をさせていただいております。

ミュージアムが今改修中で、来年の3月の末ぐらいにリニューアルオープンする予定になっております。よろしくお願いします。

会長

よろしくお願いします。ありがとうございました。

それでは私の順番ですが、私、東京都立大学の教員をやっています。専門は生物学が元々になりますけども、政策ですとか、現在は人と自然の関係について、複数のアプローチで研究しております。どうぞよろしくお願いします。

それではO委員は本日ご欠席ですので、続きましてP委員からご紹介をお願いいたします。

P委員

新宿の四谷にあります、環境エネルギー政策研究所の主任研究員をしております。自治体のエネルギー政策の支援を担当しておりまして参画しています。武蔵野大学や京都大学での非常勤講師も行っております。よろしくお願いいたします。

会長

よろしくお願いいたします。それではA委員お願いいたします。

A委員

市民公募の枠で参加させていただいています。普段は多摩市内の造園業をやっております。主に多摩市内の緑の管理などをしておりますので、その知識を生かせればなと思っています。よろしくお願いいたします。

会長

よろしくお願いいたします。はい、続きましてG委員お願いいたします。

G委員

はい、Gでございます。私も10年ほど前に1度審議会に参加しておりますけれども、また今回皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。続きましてK委員お願いいたします。

K委員

市民公募で選ばれましたKです。よろしくお願いいたします。普段は多摩市の永山で中学受験の講師をさせていただいております。教科の方が国語と社会が担当で、特に社会の方は、昨今入試問題等を中心に環境問題かなり出題されますし、こちらで学ばせていただいたり、貴重なことをまた生徒たちに伝えていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

会長

よろしくお願いいたします。ありがとうございました。それでは、M委員よろしくお願いいたします。

M委員

Mと申します。よろしくお願いいたします。私も多摩市在住で市民公募で選んでいただいたのですが、仕事の方がミサワホーム総合研究所という住宅メーカーの研究所でして、街の中のヒートアイランド対策ですとかクールスポット形成をメインテーマに取り組んでおります。都立大の方でもこの2~3年非常勤講師をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

会長

はい、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。それではD委員よろしくお願いいたします。

D委員

東京都多摩環境事務所のDと申します。皆様方のご意見を新宿都庁の方にもお伝えしていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

会長

よろしくお願いいたします。それではC委員よろしくお願いいたします。

C委員

はい、東京都地球温暖化防止活動推進センターのCでございます。今年度より人事の異動で就任をいたしました。事業につきましては温暖化対策に関する普及広報事業とか、そういったものを担当しております。よろしくお願いいたします。

会長

よろしくお願いいたします。

(N委員・J委員は機器の都合で自己紹介を割愛)

それではL委員いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

L委員

こんにちは、はじめましてLと申します。7月から教育委員をさせていただいております。L委員の後任で今回みどりと審議会に参加させていただくことになりました。まだZoomも初めてなので慣れ

ないですが頑張りますのでよろしく願いいたします。

会長

はい、よろしく願いいたします。現在のところ16名うち欠席3名になりますけども委員のご紹介となりました。N委員とJ委員につきましては大変申し訳ないですけども、またマイクの方が戻ってまいりましたら一言声をかけていただければと思います。もしくはチャットボックスとか何かメッセージ等あれば、そちらでも構いませんのでいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは委員以外につきましても、事務局もたくさんのメンバーがおりますので、こちらもご紹介いただければと思います。

環境政策課長

はい、では事務局の方をご紹介させていただきます。まずは環境部長からお願いいたします。

環境部長

改めまして多摩市環境部長でございます。よろしく願いいたします。

環境政策課長

環境政策課長です。よろしく願いいたします。

地球温暖化対策担当課長

地球温暖化対策担当課長です。よろしく願いいたします。

ごみ対策課長

ごみ対策課長です。よろしく願いいたします。

環境政策課主査2

環境政策課で生物多様性など環境啓発事業を担当しております。よろしくお願い致します。

環境政策課主査1

同じく、環境政策課で地球温暖化対策担当の係長をしております。よろしくお願い致します。

公園緑地課主査

公園緑地課でみどりの計画等に関することを担当しております。本日はよろしくお願い致します。

環境政策課担当

環境政策課で今回の環境審議会の担当させていただいております。よろしくお願い致します。

環境政策課長

はい、事務局の方は以下の面々で審議会の方を対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。事務局からのご挨拶は終わります。

会長

はい、ありがとうございました。

それではこのメンバーで進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3.会議運営に関する事項について

会長

それでは続きまして次第の3番に移りたいと思います。会議運営に関する事項の確認について、こちらは事務局からご説明をお願いいたします。

環境政策課長

それでは、資料3をご覧ください。多摩市みどりと環境審議会規則第9条に「この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める」とされています。本件については、審議会を円滑に運営していくために必要な範囲で取り決めた内容を、案として事務局より提案させていただくものです。

なお、全体的な内容については昨年から変更はございませんが、再度改めまして説明を簡単にさせていただきます。資料3をご覧ください。

まず1つ目、会議時間についてです。会議時間は原則として平日におおむね2時間で行いたいと考えております。

2つ目、議事録についてです。議事録・会議の記録については、原則公開の前までに各委員へ送付するとともに、送付後直近の会議において了承を得るものとする。前回の会議録はまだ間に合っておりません。大変申し訳ございません。また最後その他のところで報告をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

3つ目、会議及び会議資料の公開についてです。

会議につきましては多摩市みどりと環境審議会規則第6条に基づき原則として公開といたします。ただしリモート開催・書面開催の場合は、この限りではないというところを昨年から付け加えさせていただいております。

会議の開催予定につきましては、日程場所などの情報を、可能な限りたま広報・多摩市公式ホームページで周知を図るものとします。

会議の記録及び会議資料は原則として環境政策課において公開するものとし、なお公開用の会議の記録に記載されている個人名等は無記名とさせていただきます。

4つ目、傍聴者のへの対応についてです。

傍聴者については原則10名以内として、開催する会場により定める。先着順ということも明記しています。ここでも昨年から新型コロナウイルス感染症の関係でリモート開催が主流になりつつある中、なかなか傍聴者の立ち会いは難しいところもございまして、今現状とするとリモート開催・書面開催に

については、傍聴は行わないということで本年度も定めていきたいと思ひます。

次に掲げるものは会議を傍聴することはできない。これはご覧の通り6つほどございますが、会議のマナーの逸脱したものについては傍聴することはできないということを明記している部分になります。

傍聴者の発言についてです。これは原則認めない。ただし審議会終了後感想等についてアンケートを実施していきたいと思ひます。またその内容については審議会の審議の参考意見として取り扱っていきたくて思ひます。

傍聴者は静かに傍聴していただくこととする。拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。これもマナー的な側面として明記し、会議の方の事項に定めていきたいと思ひます。

傍聴者は委員と同様の会議資料を配布します。会議終了後に回収するものとする。写真撮影・録画の申し出があった場合は、会長の許可を得るものとし会議の冒頭のみとする。といったところを傍聴の規定のところ少し載せさせていただいております。

5つ目、その他として、上記以外の審議会の運営で必要な事項が生じた場合は会長が審議会で審議する。

以上、会議運営に関する事項の確認については、このような形で定めて今年度も会議の方を進めていきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。説明は以上です。

会長

ありがとうございました。会議の進め方は以前からルール化されているものになりますけども、昨年度からリモートに関する扱いというものが少し入っています。

傍聴は今までは多くありませんでしたけれどもあったのですが、基本的にこのリモート開催におきましては認めないという方向に進めさせていただいております。

こちらにつきまして何かご不明な点等ございますか。よろしいでしょうか。

(発言なし)

4.令和3年度多摩市の環境の取り組みの認証依頼等について

会長

次第の4番目にある「令和3年度多摩市の環境の取り組みの認証依頼等について」につきまして、事務局からご説明をお願いします。

環境政策課長

本年度も例年行っております重点評価の部分を進めていきたいと思ひます。「令和2年度における多摩市の環境の取り組みの認証依頼」についてです。こちらは、平成13年度から毎年、前年度分の市の環境の取り組みについて、全体の取り組みの中から重点評価として1つ施策を選び、市民、事業者、学識のみなさまで構成する多摩市みどりと環境審議会においてご審議いただき、多摩市版外部評価である市民認証をいただくもので、この結果をいただいて次年度以降の環境政策の改善に活かしていくものです。

ここで認証依頼をさせて頂きたいと思ひますので、部長、よろしくお願ひいたします。

環境部長

多摩市みどりと環境審議会会長殿。

令和2年度における市の環境の取り組みに対する市民認証外部評価について。

表記の件について、令和2年度に市が取り組んだ環境施策について、多摩市環境基本条例第7条の規定に基づき年次報告書として取りまとめ、同条例第15条により、この度市として評価を実施したところです。多摩市みどりと環境基本計画では、計画の適切な進行管理として、市内部で自ら評価を行った後、市民（多摩市みどりと環境審議会）による評価の妥当性の確認を行うこととしています。つきましては、多摩市みどりと環境審議会において評価・点検をお願いいたします。

多摩市長 阿部裕行。

では依頼をさせていただきます。

環境政策課長

リモートという形なので、直接手渡しはできませんが、ここで依頼をさせていただきたいと思えます。会長よろしくをお願いいたします。

会長

はい、承りました。よろしくをお願いいたします。

環境部長

どうぞよろしくをお願いいたします。

環境政策課長

ではありがとうございました。

この重点評価はオフィシャルに何うものとなります。ぜひ、忌憚のないご意見をいただきたいと思えます。進め方についてもこの後説明をいたしますのでご協力をお願いいたします。

今年度はこれだけでなく、諮問を行うまでのレベルではないものの、日常業務の中で意見を請いたいこと、そして次期多摩市みどりと環境基本計画の策定に向けた準備に関すること、各種法制度の新たな動きなどについても、会長をはじめ部長からもお話があった通り、時間を設けて意見交換をしていきたいと考えておりますのでよろしくをお願いいたします。では会長進行の方をよろしくをお願いいたします。

5. 多摩市の環境の取組みに関する外部評価の手法等について

会長

ありがとうございました。それでは、続きまして、次第の5番目に移りたいと思えます。

「多摩市の環境の取組みに関する外部評価の手法等について」こちらは事務局からご説明をお願いいたします。

環境政策課長

資料の方は、画面共有もさせていただきますが、資料4と5、6-1、6-2、6-3に基づき説明をさせていただきます。

まずは資料4をご覧ください。

こちらは審議事項、スケジュール、審議の流れ、そして今年度の審議会の役割のほか、その他のところでは会議資料の取り扱いについて説明をいたします。

まず1つ目、審議事項。審議事項は、多摩市みどりと環境基本計画に基づく施策の市民認証（外部評価）についてとなります。

2つ目、スケジュールについて。令和3年度は全部で4回。前回と今回ですでに2回開催しておりますので、年明けに残り2回を予定しております。

3つ目、審議の流れでございます。こちらはフロー図の方がわかりやすいので、そちらを御覧下さい。資料4の次のページになります。

本日は部長から市民認証の依頼、また審議方法の確認等というところでございます。第2回12月10日Web開催と書いてあるところです。予定では、次回第3回については、1月に書面開催を考えております。

前回は書面開催で行わせていただいて、中々コミュニケーションが取れない部分もございますけれども、まだコロナ禍となる前のことと比較すると、メリットもあったというのも事実でございます。

会場で皆さんとコミュニケーションを取りながら実施する場合は、誰かが発言してる間は、他の方は発言できません。それを受けて、新しいアイデアとして発言していただくメリットもありますが、この書面開催を行ってみて、私どもが感じたことですが、皆さん本当にそれぞれの思いの中でたくさんの意見が出てきました。

前回、まとめのところでもお感じになったかと思いますが、全体のまとめのところも3ページにわたる分量になっております。こういったところで私どもも今後の施策を進めていくにあたって、一つ一つがとても貴重なご意見になって、細かいところまで参考になったというところがございますので、今回も書面開催で行いたいと考えております。そこで重点評価について皆さんとどういうやりとりをするかということですが、重点評価をこの後決め、それについて皆様と何度かメール等でやりとりをして決定し、第4回につなげていきたいと思っております。

第4回は3月を予定しております。ここが最終回として最終案を決定して市長へ報告という流れで考えております。

もう一度、資料4の1枚目に戻ります。

4つ目、令和3年度審議会の役割についてです。本審議会の役割については、多摩市みどりと環境基本計画に定めるPDCAサイクルによる継続的改善を行う仕組みに基づき、年度ごとに取組み状況と市内部での自己評価結果について、点検・評価により市民認証（外部評価）を行っていただきます。

審議方法については、基本計画の短期目標の体系である12の施策方針から集中審議をする施策方針を重点評価の対象として選定し、必要性、取組み度合い、効果の3つの視点で点検・評価を行います。今年度の重点評価につきましては、この後、資料5の選定案のところの説明をさせていただきます。

5つ目、その他についてです。今年度もリモート開催及び書面開催を中心に進めます。なお、会議資料については、リモート開催の場合は審議会前日までに、書面開催の場合は審議会当日までに郵送また

はメールで送付します。

なお、第3回の審議が終わったところで、認証文（案）の作成を行います。

こちらについては、会長と事務局で作成した内容を、最後みなさんにメール等で確認をお願いする予定となっています。こちらの作業については、第3回の継続として行いますので、よろしくお願ひします。

次に資料5をご覧ください。

今年度の重点評価の選定案となります。今年度は地球環境分野の「G ごみの減量と資源の有効利用」を候補として選定していきたいと考えております。

その選定理由ですが、近年のごみ問題は、資源の無駄遣いや廃棄物処理の問題だけでなく、プラスチックごみによる海洋汚染、ごみの焼却では燃やした際に発生する二酸化炭素によって、地球温暖化にも関係し、よりグローバルな問題へと拡大していると言われてしています。その中で、これは多摩市内に限った話ではありませんが、このコロナ禍において食品のテイクアウトが増え、家庭ごみが増えている現状もごさいます。こうした背景の中で、来年度から多摩市みどりと環境基本計画の改定と同時並行で、多摩市廃棄物の減量及び再利用に関する計画の改定も始まる中で、今後の廃棄物行政を振り返るちょうどよいタイミングということも考え、今後につなげるためには、まずは令和2年度の取組結果の評価として、今回重点評価に選んでみました。

次に資料6-1をご覧ください。

この重点評価を進めていくにあたって、どういう流れで皆さんにお願いをするかという部分でございす。昨年もこちらみどりの関係で行いましたので、イメージはなんとなくお分かりになるかと思ひすけれども、今回初めてご参加の方もいらっしゃいますので、簡単に説明をさせていただきます。最初にこの資料6-1 重点評価を審議していただくにあたって、次回書面開催のときに今回の重点評価「G ごみの減量と資源の有効利用」についてこのようなスタイルのまずは審議のための資料を作成いたします。こちら政策を取り巻く環境情勢ということで国の状況だとか都の状況だとか市の状況、それから令和2年度の取組結果がどうなっていたのかというところと、特に今回「G ごみの減量と資源の有効利用」については5年前にも審議していただいていますので、その過程もこの資料の中に加えた形で皆さんにご提示させていただきます、審議していただく形になります。

イメージをつかんでいただけるように、今回はこちら前回のものをつけさせていただきます。こちらが今度、施策方針「G ごみの減量と資源の有効利用」の内容に書き換わって皆さんの方にお届けをしますので、これをご覧になっていただきながら、重点評価の審議というところを行っていただきたいと思ひす。これが送付するこちらからの現状と課題についての資料になります。

続いて資料6-2をご覧ください。

こちらは皆様にどのように重点評価を進めていくのかという、重点評価の項目とその評価のポイント、それから評価の基準がどういう形で分類されて、どういう形で評価していけばいいのかというのを示したものです。

先にお渡しした資料6-1のイメージをご覧いただき、これについて取り組みの必要性、取り組み度合い、効果について、評価のポイントを書かせていただいています。

例えば、必要性で言えば、「市を取り巻く環境や情勢に応じた取り組みが展開されているか」「施策方針を具体化するために必要な取り組みかどうか」「見直すべきとりくみはないか」という視点で評価コ

メントをお願いします。

取組み度合いであれば、「計画の進捗状況はどうか」「課題を的確にとらえ、解決策を講じているか」「効果的、効率的な内容になっているか」という視点で評価コメントをお願いします。

効果のところでは、「取り組んできた内容が見えているか」といったところを点数化していただく形になります。

この点数を皆さんの方はおつけただいて、それを総合して、下の方のような形で総合評価A B C D Eという形で全体評価につなげていくという形になります。

実際皆さんに書いていただくシートが資料6-3になります。

今お話しした評価方法に基いて、この資料6-3をご覧頂きたいのですが、こちらにその点数と評価のコメントを各施策ごとに記入していただきます。前段でお話ししましたが、今回「G ごみの減量と資源の有効利用」の中には大きく3つの施策がございます。

1つがごみの適正管理、2つ目が資源の有効利用、3つ目が生ごみのリサイクルの推進、と言うところをこの基本計画の中で定めておりますので、これについての取り組みについて、それぞれ必要性取り組み度合い、効果といったところをこの紙に記入していただき、これを書面開催の中でご提出いただくといった形になります。このような形で、今回も重点評価の方を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それから資料6-3のところ、もうひとつ、こちら昨年の評価イメージも付けておりますので、最終的に皆さんが評価したものが最終的にどんな形でまとめられるのか、ほとんどの方は前回参加されていきますからわかるかと思いますが、これは一部抜粋したのですが、今回から参加にいただいていますし委員につきましては、委員自身で書いていただいたものが、最終的にどのような形でまとまるのかというイメージとして、この資料6-3を見ていただくと、どのようなことを書けば良いかイメージがつかめるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

このような形で重点評価を進めていきたいと思っております。私の説明は以上です。

会長

ありがとうございました。ちょっと説明が長くなりましたのでポイントだけ私の方でもう1回繰り返したいと思っております。

まず会議に関して、先ほどのご説明にあったとおり4回を予定していますが、実は本日が最初ではありませんが2回目ということになっておりまして、本日はこのような形でリモートを併用するような形で、2回目に関しましては1月ごろを想定しておりますけれども、書面でということですのでこういった会議体を特に作らずに書面にて意見を伺って、バーチャルで議論を行うということをするのが2回。3回目は集まった意見をまとめまして、もう1回リモートとかを併用しながら顔を合わせて議論を行うという3つの会議というのを今年度中で予定しております。

本来であれば、直接顔を伺いながら意見を聞くということがずっと行われてきておりましたけれども、書面なんかもうまく使うとそれなりに皆様から忌憚のない意見をいただけることもわかりましたので、今年度につきましても、少しこういった書面という機会をうまく使って、できるだけ皆さんの忌憚のない意見を集めながら、多摩市の環境に関して考えていきたいという、このようなやり方で今年度は進めていくというのが最初の方のお話になります。

後半につきましては、こちらの市民認証・外部評価で何をやるのかというお話になります。こちらもちよっと慣れない方とかいらっしゃいますので、もう1回簡単に説明差し上げますと、多摩市の環境に関する政策は大きく分けて4つの分野があります。そしてその4分野ですけども、1つが自然環境、あとは生活環境、地球環境と環境情報の4つの分野があるんですけども、本年度につきましてはこちらの施策の中の地球環境分野、その中でもさらに詳細な分類として施策方針がございまして、そちらの施策方針「G ごみの減量と資源の有効利用」について多摩市が行ってきた実績、そしてそれに関する多摩市の評価、そういったものに関するものを私たちの審議会のメンバーの方で確認させていただいて、実際のやったことについてどうだったかということ、評価を行うということが我々のミッションとして今提案されていることになります。

この施策方針Gの中にはごみの減量の話で、これ施策20から23ですか、21から23ですか、4つになるのか3つなのかはわかりませんが、さらに施策ということで細分化されてますので、それぞれの施策におきまして多摩市の担当部署の方で、行った実績とそれに対する自己評価というものが記載されてるレポートみたいなものを我々の方で見ながら、それについて私たちの意見や評価を書くというのが皆様をお願いしたいことになります。

具体的にではどんな手続きで行っていくかっていうとその施策方針Gですね、施策方針G「ごみの減量と資源の有効利用」の中にある複数の施策それぞれにおきまして、皆様の意見を必要性ですとか取組程度合いですとか効果という観点から、資料6の方に評価を書いて頂きたいというのが実際のお願いです。そこでそれぞれあるかと思えます。例えばこういった施策は昔は重要だったけど今はいらぬのではないとか、多摩市では例えばこういったものはもっと必要なのではないのかとか、そういったご意見というのを、皆様のお立場の観点から、ぜひ忌憚のない形で必要性・取組み程度合い・効果というような観点でコメントいただきたいというのが皆様へのお願いになります。

そんなふうにして資料6-2のフォームでいただいたものを、事務局側と私の方でまとめさせていただきまして、最終的には資料6-3という形で審議会の全体の意見ということで、市長の方へ戻すことが今回の我々に課せられた仕事になります。

施策なども本当は全体の方針とか多摩市の内容とかお見せしながら、議論していくといいのかもしれないですけど、こういったリモートなんかでいろんな制限がある中ありますので、ちょっとこのような形になってしまいますけども、とりあえず今までの課長および私の説明に関して、何か不明な点やご意見がありましたら、ぜひいただきたいと思えますがいかがでしょうか。ポイントはご理解いただけましたでしょうか。大丈夫でしょうか。

わからなければ本当に遠慮なく言っていただければ構いませんし、もしちょっとマイクでは難しければチャットボックスとかでも構いませんが、どうでしょうか。いかがでしょうか。

L委員

Lです。初めてですけど、説明頂いてよくわかりました。ご説明どうもありがとうございます。

会長

はい、ありがとうございます。

ゴミに関してですが、一般論として私たちはゴミや廃棄物を減らしたいのは当たり前で常識として持

おりますが、ではどこまで減らすのかというのは、もうそろそろ真面目に考える時期かなと私自身は思っています。ゴミは必ずどんな生き物でも、生活していると出てくるものでして、それをゼロにするというのは、やはり生活するなということにつながりますので、ある程度私たちの社会が健全な状態で維持していくためには、たぶん必要なレベルのゴミの排出というのがあると思います。それを真面目に考えたときに、では私たちのごみの減量はどこまで頑張るべきなのか、そういった観点でもぜひご意見とかがいただければと思います。まずは忌憚のない意見を資料6-2 ご記入いただきまして、それがまとまった形でまた別の意見もあることを皆様方へフィードバックしながら、資料6-3 のという形でまとめていきたいと思っております。

それでは、こちらの施策方針Gにつきまして、我々の方で外部評価、市民認証の方を進めさせていただきたいと思っておりますので、皆様方の書類のやりとりが多くなりますが、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。それでは本年度はこちらの仕事になりますので、実際に始めるとき、またご不明な点があるかと思っておりますので、その点に関しましては事務局や私でも構いませんので、お知らせいただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

特になければこのような形進めていきますのでよろしくお願いいたします。

それでは本日審議するものにつきましては以上になりまして、以後報告事項になります。次第の6番目、報告事項7つありますけれどもこちらの事務局から、それぞれ報告の方をお願いいたします。

環境政策課長

会長ありがとうございました。実際、評価のところですけれども、また資料を送らせていただいたところで、疑問に思われることや迷われることもあるかと思っております。そのタイミングでも構いませんのでぜひご意見ご質問等いただければ、事務局の方で対応しますのでご連絡いただきたいと思います。

書類関係のやりとりが多くなると思っておりますがよろしくお願いいたします。

6. 報告事項

環境政策課長

では報告事項の方に移らせていただきます。ここでこの報告事項について、一方的に私の方から報告するだけではなく、いろいろ皆さんからもご意見をいただきたいと思いますと考えておりますので、ぜひ忌憚のないご意見よろしくお願いいたします。

(1) 地球温暖化対策及びプラスチック対策における全職員の取り組みについて

環境政策課長

では1つ目は地球温暖化対策及びプラスチック対策における全職員の取り組みについてでございます。こちらは私の方から説明をさせていただきます。

資料の方は参考資料1をご覧ください。仮題で「多摩市職員のカーボンゼロ行動チャレンジ」の実施について書いてあります。まずこの取り組みに至った経緯ですが、令和2年6月に多摩市議会と共同して「多摩市気候非常事態宣言」を行いました。これを受け2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目

指すという、世界的にも国内でもそういう方向に動き出しております。

なかなか本当に難しい課題だと感じております。ただ一步一步進めていかなければなりません、この取り組みは市役所だけでなく、一人一人皆さん全員で取り組む必要があります、市民の方にもお願いするにあたって、まず我々市職員がこの環境配慮の取り組みを率先して実践していかないと、共感を得ることができません。市民の皆さんの共感を得るためにも、まずはこの地球温暖化対策やプラスチック対策の取り組みの機運を上げて盛り上げていく、そんなことを意識しながら、庁内から以下の取り組みを実践していこうということで決まり、進みはじめたところです。こういった内容を実践していくのかというところですが、こちらは大きく2つに分けております。

1つ目が組織として行うもの。それから2つ目として職員個人として行うもの。職員個人として行うもののところを「カーボンゼロ行動チャレンジ」と銘打って取り組みを始めているところでございます。

組織として行うものですが、まず(1)の、これまでの温暖化対策・プラスチック対策の総点検と実践をしていこうというものです。これまでも多摩市も他の市町村もそうですが、地球温暖化対策実行計画公共施設編というものが義務的になり、実践しております。省エネ・再エネの取り組みです。これを多摩市の方はすでに第二次ということで、一回改訂し、もう1回中間見直しをして、現在第二次多摩市地球温暖化対策実行計画という形で冊子も作っておりますが、この中に省エネ・再エネの取り組みにおいて日常的に実践する基礎的な取り組みというものも、明記しております。

こちらに書かせていただいておりますが、内容は、当たり前のことから難しいことまで書いてありますが、まずは市として決定したものをしっかり我々職員が実践することで、基礎的な取り組みを進めていくというもの。それからもうひとつ、多摩市役所庁内におけるプラスチック削減方針というものも昨年5月に策定しております。

ここもどんなものがあるか具体的に説明をさせていただくと、例えば「A 日常的に実践する取り組み」に書いてありますが、1つ目が「A 照明機器の適正な使用の推進」です。例えば窓口業務等は除いて昼休みは消灯する。労働安全衛生の規則に定める範囲内で日中など明るい時間帯は、業務に支障がない範囲で窓際の照明を消灯する。トイレや会議室、給湯室、更衣室は未使用の時には消灯を徹底する。定時退庁を心掛け心がけ、残業時や休日出勤時は勤務者の在席範囲外の照明を消灯する。といったものです。

それから「B 空調機器の適正な使用の推進」につきましても、今はどこでも行われていますが、例えばブラインドやカーテンを活用して夏の冷房であれば28度、暖房であれば19度にする。

また「C O A機器（パソコン）の適正な使用の推進」というのも記載しております。特徴的なのは30分以上の離席の時はパソコンの電源を切りましょうというもの。あとスタンバイモードやスリープモードなども活用しましょうといったところです。

「D その他電化製品の適正な使用の推進」のところを見ていただくと、職員はエレベーターを使用しません。ただ足が不自由な方もいらっしゃいますから、そういう方はもちろん使って良いですが、特に差し支えない方は使わないといったことです。

それから保温機能がついた機器は控えるとかですね。主に電気ポットとかそういったものですが、そういったこともこの取り組みの中に記載しております。それからこれはもうすでに行われているところですが、自販機も節電タイプのものに切り替えていたり、長時間使用しない機器はコンセントを

抜く。

ほかに「E 公用車等の適正な使用の推進」のところでは公用車をちゃんと車両整備をして、不必要な負荷がかからないようにしたり、アイドリングストップや乗降の合理化等について記載しております。

他にもグリーン購入や紙の削減等も含めてやっております。一応地球温暖化の対策だと組織でやるものはこういったものを行っているといったところで、次のページまで続きますけども、お時間のある時にご覧いただきたいと思います。

それからあともうひとつ、多摩市役所庁内におけるプラスチック削減方針です。こちらは参考資料1別添2-1のところにございますが、基本原則のところを書いてありますが、使い捨てプラスチックの使用を削減して繰り返し使用できるものを推進していきましょう。それからプラスチックの使用が避けられない場合は、再生プラスチック・バイオプラスチックの使用・導入を検討してみましよう。あと廃プラスチックが発生した場合にはきちんと分別しましょう。

こういった基本原則に沿って「2 取組内容」のところですけども、グリーン購入の推進というのはもちろん、特に「② イベント・事業等における使い捨てプラスチック削減等の強化」のところを見ていただくと、イベントや事業のときにはできるだけプラスチック製容器のもの、たとえばペットボトル等はできるだけ使わないようにしましょう。それからノベルティの調達においても再生プラスチックを使っていきましょう。それから、できるだけプラスチックは使わないけれど使う場合は再生プラスチックを使用しましょう。それからこのような審議会含めての会議においてもペットボトルの持ち込みはできるだけやめましよう。マイボトルの持ち込みを推奨ましよう。こういったところを組織の中で決めて取り組んでいるところがございます。

それからもうひとつ個人での取り組みがございます。個人の取り組みについてはそちらに書いてある通り、まずはマイボトルを持参ましよう。それからもうひとつ、多摩市の特徴的なところで市長からもアイデアとして寄せられたものですが、今ひそかに問題になっている傘袋ですが、雨が降った時にビニールの傘袋がお店の中にも置いてあって、それを一人一人にとって、袋に入れるというのがありますけど、あれも塵も積もれば結構なプラスチックの量になるので、こういったものも特に公共施設については改善をしていこうということで、今は傘立ても順次置くようにはしていますが、我々職員からもそういう傘袋に頼らないライフスタイルとして、マイアンブレラカバーを多摩市から広げていくのも良いのではないかとということで、まず個人の取り組みとしてその2つを始めてみようということで、全職員に向けて通知を出して取り組みを始めているところです。

ただ、それだけではないと思います。いろいろ他にも改善事項がたくさんあるとは思いますが、初めから難しいことを行うのではなかなか先に進んでいかず、取り組みが広がっていかないところがございますので、まずはできることからやっていくため、考えれば当たり前のことですが、そこから少しずつ定着をさせて、次につなげるということを行っていきたくと思っています。個人についてはカーボンゼロ行動チャレンジということ銘打って進めていくということで、今回取り組みを始めましたので、皆さんにご報告をさせていただきたく、今日説明をさせていただきました。カーボンゼロ行動チャレンジですと、改めてこの参考資料1の下の方に四角く囲って書いてありますが、多摩市職員が率先して環境負荷を軽減させる行動を日常から実践して、それを積極的に情報発信等することで、市民へのムーブメントを起こしていく取り組みである。行動の実践は今回取り組むマイボトルとマイアンブレラカ

バーの2つを挙げていますけども、このほかにもマイバッグだとかペーパーレス化だとかグリーン購入の推進、シェアリング、いろいろチャレンジすべき課題はたくさんあると思います。ただその中でまずはわかりやすく市民に対しても共感を得やすいものということで実現していきたいとは考えています。こういった取り組みを始めましたということなんですけども、これから先、ただ単に手数を増やしていくことだけがいいことなのか、それとも他にも同じことをやるにしてもこういう視点をちゃんと加えていかないと意味がないんじゃないかなど、この先につなげていくためのヒント的なところを、今日皆さんにアドバイスをいただきたく報告をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

会長

はい、ありがとうございます。多摩市の方で気候非常事態宣言などの流れをくみまして、このようなカーボンゼロですとか、プラスチックに関する対策を行うというようなご報告になります。こちらまずは皆様方から、もし何か感想とかご意見とかあればぜひいただきたいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

B委員

とても良い取り組みを多摩市役所で進めていただいて、頑張っていたいただきたいと思っているのですが、プラスチックの削減をしていくということの理由の一つは、使い捨ての商品とか使い捨ての生活スタイルというのを見直していくということが大きな視点になると思います。プラスチックは世界的な問題となっている海ごみの問題もありますけれども、それだけではなくて、まずは使い捨ての象徴であり代表がプラスチックだということを捉えながら、今後のルールとか施策とか提案というのを行っていただきたいと思います。プラスチックの代替えとして金属とか、紙の容器であるとか、そういったものに置き換わることになると思いますが、それが増えてしまっただけでは元も子もないと思います。プラスチックがだめということではなく使い捨てをやめてくというところの視点を、ぜひ大切にしていきたいと思います。以上です。

会長

はい、ありがとうございました。使い捨てという観点で個々のアクションに関してはいろいろあると思いますけど、とにかくその上位概念的に何を指すかというものははっきりさせるのは、確かに大事なかなと思います。

ありがとうございます。他の方でどうでしょうか。

M委員

大変細かく素晴らしい指針を作られていて本当に素晴らしいなと思いました。ちょっと逆に心配したのが、ここまで厳しくされると職員の方の仕事の効率性って大丈夫なのかなど、余計な心配かもしれませんが思いまして、例えばエレベーターの使用は実はそんなに電力消費量として大きくはなくて、実際に稼働時間が短いつてもありまして、それよりも例えば夏に暑い中帰ってきてさらに階段を使って上がっていくと、より暑くなってエアコンの温度を下げたくなるとか、扇風機を使ってしまったりとかそういうこともありますので、これをどの程度義務化されているのかわかりませんが、ある程度条件が

(接続が不安定なため固まる)

会長

すみません。M委員、最後の方が聞こえなくなってしまうと、接続がもしかしたら。

M委員

固まっていました。すみません。(まだ、接続が不安定)

会長

はい、ありがとうございます。ポイントはわかりました。要するに厳しすぎないかってことと、あと多分私も同じ懸念を持っていますが、一見それっぽいのですが、全部エレベーター使わないとかだけですと本当にそれって効果があるのかとか、そういったものを検証しながらやらないと、単に大変なだけとか辛だけみたいなことならないかという懸念は私も持っていて、そのあたりはこういったものを実際に実行する側からも是非考えたほうがいいのではないかとはいっています。

そんなところでよろしいでしょうか。

M委員

はい、ありがとうございます。

会長

P委員お願いいたします。

P委員

はい、ありがとうございます。今、M委員がおっしゃったことと近くて、それぞれが頑張るといのがひとつあるのですが、頑張った人が不便で面倒になるってことを広げることは難しいと思うんですね。基本的にはシステム・仕組み的な解決策が必要になってきますので、マイボトルにしてもただマイボトル持ってきてというだけで重くて不便だっという話なのか、マイ水アプリという、水がここで補給できますよっていうマップになっているアプリとか結構広まっているんですね。それであれば、逆に今までよくペットボトルを買ってお金で払ってたけど、こことここで給水できるのだから、こっちの方がお金的にもいいよね、と言うようなところでセットにしてあげたほうがいいのかと思ってるんですね。それは1つアプリとか便利になるっていうところと、暖房とか冷房を我慢するってことよりも、将来的にはゼロエネルギービルに改修していきますよとか、そういうことを将来はもっと快適で便利になるよ、そのためにとりあえず今できることをやりましょうという流れを作っていただきたいなと思っています。

それからこういうマイボトルとか増やしていくってことは、たぶん買う方が多いってことですから、では市内の事業者さんとかとマイボトルをアピールして売っていきましょうとか、地元経済にも何か中小の会社とか地元でそういうものを売っている方にも協力していただくとか、そういうことをしていただいて、地域の経済にも貢献しますよというようなことをつなげていっていただきたいなと思ってま

す。以上です。

会長

はい、ありがとうございます。いろんな方々の協力なんかも得ながらやった方が、こういったものに関してはもちろん効果が上がりますし、良いものになるかなと思いますので、ぜひそういったあたりはご検討いただきたいと思うんですけど、ちょっと私自身も今のご意見に乗っかる形で言わせてもらうとですね、どうしてもこの手の行政の頑張りますというのは、罰ゲーム感覚をすごく感じるんですよ。要するに何か言ったからには「お前やれよ」みたいなんですよ。そういうちょっと罰ゲーム的な印象をすごく強く受けますので、おそらくきつと誰も得しないし、環境問題にほとんど貢献しないし、辛かっただけ。頑張ったのは経費が削減されただけ。そういったことになりがちなんじゃないかなというふうに思ってます。

ですので、もしこういったものを仮にやるとしたら、いろんなアプリとかを使って本当に便利になるような、P委員のような提案もすごく大事ですし、あとはもう一個ですね、例えば小泉前環境大臣ですが、彼は正直よくわからないし、首をかしげるような発言が多かったですけども、環境問題っていうのをもうちょっとセクシーなものにするっていうのはすごい賛成でして、こういったマイボトルとか例えばアンブレラカバーも、少なくとも罰ゲーム感がなく、例えば子供とかが真似したくなるような視点というか、そういったものが入り込まないと、本当に大変なだけ、やったけど結局ほとんどCO2減りませんでした、プラスチックもほとんど使用量が減りませんでした、みたいなことになるのではないかなとちょっと懸念してますので、ぜひもうちょっと楽しく、少なくとも子供が真似したくなるような、いろんな小学校で流行っちゃうよねって思うことがあるような、少し遊び感覚でやっていただいた方が個人的にはうまくいくような気はしています。

すみません私見が多々入ってますので、いろいろ誤解とかもあるかもしれませんが、感じました。

他はどうでしょう。如何でしょう。今ちょうど色々少し盛り上がってきました。何かあればぜひお願いいたします。

(発言なし)

事務局からもどうですか。

環境政策課長

本当に貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。正直、我々は使命感でやっていくというようなところで取り組みを進めているところも確かにございます。本当にこれは市民の共感を得られないと先に進まないの、皆さんから今ご意見やアドバイスいただいた通り、子供が真似したくなるとか、遊び感覚とか、そういった所を念頭に入れながら取り組まないと、本当に我慢大会になってしまうなというところがありますから、そこは少し考えていきたいと思います。楽しくというのはキーワードと思っていますので、このキーワードを大切に広めていきたいと思います。ありがとうございます。

会長

はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。何か感想とかでも構いませんが。

M委員

今の楽しくというお話で、ちょっと具体例過ぎてしまうかもしれませんが、例えば埼玉県さんの方では男性の日傘を推奨していきまして、市の職員、県の職員が率先して、男性の方でも日傘を使うことで、珍しがられないとか、他の男性の方も恥ずかしがらずに使えるようになるというようなことを目指していると言っています。

日傘って、私も毎年夏は使うのですが、すごく効果があって、しかも全然エネルギーを消費しないので、そういった市の職員が市の中でモデルとなって使うことで、住民の人もやりやすくなりハードルが下がるというようなことが、他に考えられたらいいなと思っております。またそれぞれワークシートの方で提案させていただければと思います。

会長

はい、ありがとうございます。日傘は面白いですね。もし、多摩市役所の方がみんな日傘持ってすごく快適に使っていたら流行ってしまいますよね。いいと思います。ありがとうございます。

E委員

意見と言うよりは意思表示みたいな感じになるのですが、博物館の方でも、これからリニューアルしてミュージアムグッズとかを作っていくのですが、やっぱりこれからは環境のことを考えながら作っていく必要があるなど改めて思いました。

例えば、クリアファイルとか結構ミュージアムグッズで人気ありますが、最近は紙製品で作られたものとか生分解プラスチックで作られたものとかも選択肢としてあるらしいので、やっぱりそういったものを選ぶとか、そういうふうにして、やれるところをやっていくようにしたいなと思います。

ただ、これは、私が今こうやって情報を得たからそういう風に考えることができるのですが、やっぱり広く周知されていかないと、それに乗かっていく市役所以外の広がりも大事だと思いますので、そういったところもぜひお願いできたらなと思います。

会長

はい、ありがとうございます。広がりを出すには、もう1工夫、2工夫が必要ですので、いろいろなところで一緒に考えていければなと思います。どうもありがとうございます。

L委員

今までずっと会議に参加させていただいて、やはりコロナ禍になって家でもプラスチックごみがすごく増えるようになって、燃えるゴミよりはプラスチックごみがすごく増えるようになってきているのは常日頃感じていましたが、やはり買い物に行くと全てがプラスチックのトレーに入っていて、そのごみがなんとかならないのかなってずっと思っていたので、これから皆さんとどんな取り組みができるかを考えていきたいと思っています。

あと、先程市役所の方で設定温度の話がありましたけど、中学の教室とかでもずっと陽の当たる教室とかでも28度に設定されていて、生徒が40人ぐらい部屋にいるのにもう蒸し風呂状態なんですけど、それはどうなんだろうって常日頃思っていて、やはり環境に合わせた設定温度っていうのが必要じゃな

いかと、先程の仕事効率っていう話もありましたし、そこを検証して、どの温度が本当に正しい温度なのか、快適なものかっていうのは、ちょっと検証していただきたいなと思います。以上です。

会長

はい、ありがとうございます。

やっぱり、決められたことには、疑いを持ちながら、必ずしもそれがうまくいってないってことは現場ではよくあるかと思いますので、臨機応変に何が一番いいのかってものを考えながら、一度決めてから変えないみたいなことではなくて、きちんと検証しながら進めていただければなというふうに思います。

(2) 多摩市プラスチック削減方針素案について

環境政策課長

では、次に移ります。「(2) 多摩市プラスチック削減方針素案について」でございます。これはごみ対策課長から報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ごみ対策課長

よろしくお願いいたします。報告の前に先ほど令和3年度の外部評価の対象に地球環境分野の「G ごみの減量と資源の有効利用」をお選びいただきまして、ありがとうございます。次回に向けて資料作成をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、お手元の参考資料2に沿って、多摩市プラスチック削減方針素案についてご報告いたします。

先ほどこの前の報告で、プラスチック対策における全職員の取り組みが報告されました。それなのになぜ今さらという印象をお持ちの方もいらっしゃると思いますが、この方針は庁舎内職員向けではなく、市民の皆様、市内の事業者の皆様に向けた方針の素案でございます。よろしくお願いいたします。

では、資料に沿ってご説明いたします。

「第1 報告の趣旨」でございます。多摩市プラスチック削減方針の素案を私どもで作成いたしましたのでご報告をいたします。

「第2 現在の状況」。令和2年6月2日に発しました多摩市気候非常事態宣言を踏まえ、多摩市では今年度、プラスチック削減方針を策定する予定でございます。この度その素案を作成いたしました。現在、多摩市廃棄物減量等推進審議会、市民団体及び多摩商工会議所に意見を求めているところでございます。

「第3 素案の概要」。

まず「0. 前文」につきましては、プラスチック削減方針を策定する経緯について述べております。こちらの方針は法定のものではありません。多摩市が独自に策定するものでございます。なおこの前文中に紹介しております今年6月に公布された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」、プラ新法などと略称されることもございます。こちらについては別紙1と右上に四角囲みにしました、参考資料2-3をご用意いたしましたので、ご参照いただけたらと思います。こちらは国の中央環境審議会の小委員会に対して国が提出した資料でございます。この法律や政令省令等の内容制度全体を説明した資料になっております。

次に「1. 基本原則」。3R+リニューアブルの推進を基本原則としたいと考えております。これは国のプラスチック資源循環戦略の基本原則とほぼ同一でございます。その意図は単なる廃棄物減量を目的とするのではなく、プラスチック製品の設計段階からリサイクルしやすい設計とするなどしてリサイクル率を高め、もって新規の資源投入を最小とする、カーボンクローズドサイクルの達成を究極の目的としていることを強調するものでございます。先ほどB委員からプラスチックは基本的に使い捨てだというお話がありましたが、これを可能な限りプラスチックもリサイクルできる社会を目指すものというふうに考えております。

「2. 基本方針」について。プラスチック削減方針のこちらが本体になります。5つの方針を掲げております。(1) 使い捨てプラスチックを減らす。(2) プラスチック製品を減らすとともにリサイクルする。(3) ペットボトルを減らすとともに高度なリサイクルを進める。(4) その他の容器包装プラスチックを減らすとともにリサイクルする。(5) プラスチックによる海洋汚染を防止する。これは後ほど少しお話しさせていただきます。

「3. 取り組み方針」。上の5つの基本方針を個別に詳しく説明しております。それぞれの中身では、(ア) 現状課題。(イ) 特徴と多摩市の対処方針。(ウ) 市民の取り組み。(エ) 事業者の取り組み。の順に説明をしております。

「第4 今後の予定」。寄せられた意見をこの方針に反映し、年度内に公表させていただく予定でございます。

では次に、参考資料2-2「多摩市プラスチック削減方針の策定について」というところから始まる資料の末尾のページをご覧ください。別紙と書きまして、プラスチックの分類と多摩市の対処方針と書いた図が載っております。こちらをご覧くださいとこの方針の全体像が分かりやすいと思っております。プラスチックを、まず縦に2つに分類しました。容器包装プラスチックとプラスチック製品でございます。さらに横に3分類しております。1番上が使い捨てプラスチックのグループです。容器包装プラスチックでいうとレジ袋、プラスチック製品でいうとフォーク・スプーン・ナイフ等でございます。それから、その下がペットボトル、3番目がその他の容器包装、その他の製品プラスチックということになっております。

それぞれ、この横の3分類は特徴別でございまして、特徴を見ますと、まず1番上のグループの使い捨てのプラスチックは基本的に使い捨てであるということ、それから回避可能であるという特徴があると考えました。ここでいう回避可能とは、例えばレジ袋であればマイバッグを使ってお買い物をすれば受け取らなくても済むという意味で回避可能です。それからフォーク・スプーン・ナイフ、それからホテルで無料配布されているヘアブラシ、カミソリ、シャワー用キャップ、それからクリーニング店で配布されているハンガーや衣類用カバー、これらにつきましては、例えばホテルに行く際には自分で歯ブラシを持って行く等の工夫をすれば回避することが可能です。こういったものにつきましては多摩市の対処方針としましてはリサイクルなどよりも、まず減らすということでリフューズ・リデュースをしていただくという考え方でございます。

2番目のグループでありますと、ペットボトルにつきましては、特徴としましては高度リサイクルが可能ですが回避も可能だという特徴があると考えました。ここでいう高度リサイクルとは1回限りではなく何度も生まれ変わらせることができる、最小限のエネルギーや新規の資源投入でリサイクルが可能という意味でございます。またペットボトルにつきましても、マイボトルを持参すれば回避は可

能でございます。このグループに対しましては、多摩市の対処方針は減らしつつ高度なリサイクルを進めるという考え方でございます。多摩市は平成11年にエコプラザ多摩ができて以来、ペットボトルは容器包装リサイクル協会に再商品化を委託してまいりました。ただ現在は、ペットボトルからペットボトルをリサイクルするという取り組みが、民間企業で増えてきております。こういった動きを注視しつつ、多摩市でも導入を検討してまいりたいと考えております。

1番下のグループは、高度リサイクルも困難であるし、また他の物をもって代えることも困難なグループでございます。こちらにつきましては、多摩市では減らしつつリサイクルをしていきたいと考えております。私からは以上でございます。

会長

ありがとうございました。こちらのプラスチック削減方針につきまして、先程の方とも関わるかと思えますけれども、これからこのような方針の方をいろいろ考えていくということで、ご紹介いただきました。こちらにつきまして、何かご意見等あればお願いいたします。

(発言なし)

すみません。私から一点質問があるのですが、今回の削減方針の中に、基本方針としてプラスチックによる海洋汚染を防止するという方針が掲げられてますけれども、多摩市のゴミというのは、そんなに海洋汚染に寄与しているのでしょうか。わざわざ特出して方針に上げる何か理由とかがあったのであれば教えていただけるとでしょうか。

ごみ対策課長

基本方針の中で、「(5)プラスチックによる海洋汚染を防止する」ということを掲げさせて頂いておりますけれども、現状課題につきましては、私どもの多摩市を発生源とする海洋汚染というものは、その可能性があるとするならば、不適正に管理されたプラスチック、それから動物に収集袋を破られて飛散してしまっ風に乗って飛ばされたプラスチックが川に流れて、これが海に到達する。こういったルートが想定されると考えました。従いまして対処方針としましては、ごみの散乱・飛散を防止するための対策を促進する。それからポイ捨てを防止して環境美化に努める。こういった取り組みをしたいと考えています。

会長

はい、ありがとうございます。たぶん海洋汚染の話と、ごみを適切に回収したりする飛散を防止するようなやり方というのは、かなり距離があると個人的には思っていますので、一見直接的な関係がないようなものを、あまり基本方針に掲げない方がいいのかなと、強い意見ではありませんけれど、ちょっと感じた次第です。ありがとうございました。

何かご意見あればお願いいたします。よろしいでしょうか。

(発言なし)

化石燃料を減らしていくには、やはりプラスチックを削減していくというのは避けられないと思いますので、やり方に関しましても、それなりに練られたものでぜひ進めていただければと思いますので、今後どうぞ頑張っていただければと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございます

いました。

(3) 多摩清掃工場の発電余剰電力の活用した電力地産地消事業について

会長

それでは特になければ、次の報告に行きたいと思います。次が(3)多摩清掃工場の発電余剰電力に関する報告ですね。

環境政策課長

その前に私の方からすみません。会議の進行の割り振りが悪くて申し訳ございません。残り時間があと20分となっておりますので、その中で簡潔に進めさせていただきたいと思いますので、ご協力よろしくお願いたします。(3)多摩清掃工場の発電余剰電力の活用した電力地産地消事業について説明いたします。

地球温暖化対策担当課長

では私の方から説明をいたします。多摩市役所本庁舎を含む45の公共施設で高圧受電施設があるのですが、今回多摩清掃工場の発電余剰電力を活用した、CO2排出実質ゼロの地産地消の電力に切り替えをしていくというところの報告をいたします。経緯に関しましては参考資料3にも書いてあるのですが、低圧の電力に関しましては、令和3年1月からCO2排出ゼロという形で大部分の施設がなっていたのですが、高圧の受電施設がまだCO2ゼロが難しい状況にあります。こちらの方と同じような形で、電力会社からCO2ゼロの電気を買えばいいのではないかという話がありましたが、電気代が4~5,000万円増加するため、検討した結果、今回の多摩清掃工場の余剰電力を活用するという方向に切り替わったところでございます。「2.市公共施設の電力量とCO2排出量(令和2年度実績)」にCO2排出量等が載っておりますが、低圧の今年1月からCO2ゼロにした電力に関しましては、53施設で使っている電力76万kw、CO2排出量で言いますと297トンがゼロになったという形で考えております。今回行いますのが高圧施設ということで、48施設で575万kwの電力についてCO2ゼロの電気を目指すところでございます。これを達成しますと、CO2排出量が2,630トン減っていくという形でございます。

こちらの方が清掃工場の方の電力を活用するという形なのですが、清掃工場が発電をして電気を売電していたのですが、FIT期間、電気を高く買ってくれる期間が終わりまして、今電気の価格が下がってきているという悩みを抱えておりました。多摩市の方も先ほどお話したとおり、CO2ゼロの電気を買おうとすると費用が高くなってしまおうという悩みを抱えておりました。今回共同で業者を選定することによって、清掃工場の電力の売電価格の上昇と多摩市の買電価格の抑制を図れるというスキームが成り立ちましたので、今回共同でプロポーザルを実施していくという形で考えております。今回、清掃工場の方と11月1日に協定書を結んで、11月19日にプロポーザルも公示を行いました。現在複数者が入札参加の手をあげていただいている状況でございます。1月下旬にこちらの選定が終わりまして、来年4月1日からこのスキームでの電力の供給を開始する予定でございます。報告は以上です。

会長

はい、ありがとうございました。こちらの発電余剰電力に関する話と、電力地産地消に関する話です

が、こちらにつきまして何かご意見ご感想等ある方いらっしゃいますでしょうか。

P委員

ご説明ありがとうございます。今回 CO2 を減らすということと、地産地消ということになっていて、コメントとして申し上げますと、再生可能エネルギー100%とはまた違う話になってくるんですね。この辺ちょっとややこしいので今日は飛ばしますが、将来的には RE100 を目指せるようになると思います。第一歩としたらいいかと思えます。CO2 ゼロにする方法はいくつかあるのですが、原子力の電気を買うとか、CO2 権利を買うということも理論的にはできてしまうので、その辺も含めて制度設計の方を今後もお願いいたします。

会長

ありがとうございます。なかなか現状のテクノロジーだと難しいところがあって、どうしてもその CO2 を減らすとなると、何らかのコスト増加ですとか、そういったもののリスクをどうしても被らなければならないので、やはりお金もかけずにすべて減らすとなると活動を減らすという一番最悪の選択しか残りませんので、その辺はできるだけ回避しながら、知恵を絞っていただきたいというふうには思っています。

ただそうは言っても、必ずどこかがこの手の負担を被ることになるので、行政としてどこかに負担を被らせてしまって、結局自分たちが CO2 ゼロでも、我々全体としては決して幸せな社会にはならないと思いますので、この辺のビジョンというのは、どのようなものを作り上げながら将来にもいい環境に落とし込んでいくかというのがすごく大事になると思いますので、その辺はぜひ審議会も一緒に協力しながら、議論させていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

他はどうでしょうか。何かご意見あればお願いいたします。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

(4) 多摩市みどりの基金条例の一部を改正する条例の制定について

会長

続きまして4番目ですね。多摩市みどりの基金条例の一部を改正する条例の制定につきまして、こちらになります。

地球温暖化対策担当課長

では、続きまして多摩市みどりの基金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。多摩市みどりの基金条例に関しましては森林整備、木材の利用の促進、将来にわたる豊かな自然を保全することを目的として、緑化施策に特化した基金という形で活用してまいりましたが、気候危機が迫る中、将来にわたり豊かな自然を保全するためには、地球温暖化対策を総合的に進めることが必要になるところでございます。このため、みどりの基金を包含し、喫緊の課題である地球温暖化対策を総合的に対応する基金として、多摩市みどりと地球温暖化等対策基金へ条例改正をするところでございます。

条例改正の概要に関しましては、気候危機が迫っているなか、この10年の取り組みが非常に重要で

あると言われております。今回多摩市では気候非常事態宣言を表明して、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ、使い捨てプラスチックの削減、水・みどり・生物多様性の保全を目標として掲げました。これまでの基金では、先ほど言った通り、豊かな自然を守る目的として活用してきましたが、地球温暖化による気候危機に対応しなければ継続的な社会形成は難しく、将来に渡り豊かな自然を保全していくことはできなくなると考えております。そのための今回の改正という形でございます。

続いて、条例改正による内容変更でございます。まず条例名称、基金の名称でございます。こちらを「多摩しみどりの基金」から「多摩しみどりと地球温暖化等対策基金」という形に変更していきたいと考えております。条文の方に関しましても、森林整備等の話載っているところから、気候危機を防止し豊かな自然を保全することにより、持続可能な社会を実現するため、多摩市気候非常事態宣言に掲げた地球温暖化対策等の事業の促進に関する経費、及び緑化整備の促進と木材利用促進とみどりの保全育成等に要する経費に充てるため、多摩しみどりと地球温暖化等対策基金を設置するという形で改正をしていきたいと考えております。

改正の内容でございます。先ほどお話した通り、地球温暖化対策の部分を追加していくという考えでございます。今までみどりの基金の中にありました緑化施策の部分、森林環境贈与税の部分に関しては変更はございません。最後の地球温暖化対策部分に関しましては、気候非常事態宣言に掲げた三つの柱を追加します。具体的な事例としましては、地球温暖化対策に市民が取り組むところの支援や啓発の費用、市内の建築物及び公共施設への再エネ導入の促進の費用というところに充てていきたいと考えています。

今後のスケジュールでございます。今年度12月の議会で今回の条例改正の事前説明を行い、年明け3月の多摩市議会で条例改正を認めていただければ、4月から再エネ導入目標の調査、創エネポテンシャル調査等を行って、市内の温暖化対策に取り組む支援や、公共施設の再エネ導入の費用として充てていくという形で考えています。説明は以上です。

会長

はい、ありがとうございました。こちらですけれども、例えば自然環境とか森林なんかもそうですけど、なかなか一つで何か対策できるものではなくて、やはり気候変動でも、CO2の吸収源とか、そういった観点であったり、適応策においてどう生態系サービスを維持するかみたいなことでも、やはり関連性が見えられないということもあって、そんな状況を踏まえて統合化するという流れを今考えている、といったお話だったかと思います。こちらにつきましても何かご意見等あればお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言なし)

ひとつのSingle-Issueでやるよりかは、複数のIssueをまとめながら議論するのは大事なので、こうやってまとめていくのも、1つの方法として有なのかなとは思いますが、やはり違う問題を一緒に扱うと、それなりの問題もあつたりしますので、臨機応変にというか、対応できるような形でうまく進めていただければなと思います。これは感想になりますけれども、どうぞよろしく申し上げます。

(5) 連光寺・若葉台里山保全地域農的活用検討会の設置について

会長

ありがとうございました。続きまして、連光寺若葉台里山保全地域農的活用検討会の設置につきましてこちらをお願いいたします。

公園緑地課主査

はい、では説明させていただきます。

連光寺・若葉台里山保全地域は、令和2年11月に拡張した保全地域でございます。そちらの農地の活用について検討していく検討会を設けることについてご報告をさせていただくものです。

はじめに資料の修正がございます。「1.連光寺・若葉台里山保全地域農的活用事業の目的」と書いておおります4行目“協働関係を形成し”の後に、“東京都の保全地域として生物多様性の保全に配慮しながら”という文言を付け加えさせて頂きたいと思っております。あと、「2.連光寺・若葉台里山保全地域農的活用検討会設置の目的」の4行目、“経営スキーム”の後に“生物多様性に配慮した農事業の実施や”という文言をここに書き加えさせて頂きたいと存じます。大変申し訳ございませんでした。また会の終了後に、この修正をした資料につきましては、皆様のお手元に送付させていただきたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

農地の活用を考えていくというところで、今回保全地域ということがございます。そういったところもありますので、保全計画書に準じた活動を行っていく、その上で農地として維持し、昔ながらの多摩丘陵の里山という環境を引き継いでいく、と言う事業でございます。

また、一方で、農地を持続可能に維持していくために、そういうスキームを構築していくために、収益を得ることも含めた農事業の実施や持続的な管理について、専門家の方に入っただいて、検討を行っていくところでございます。

検討会の目標としましては、経営スキームの獲得というところがありまして、検討会の課題としては参考資料5に挙げている5項目の課題を主に考えております。

2ページ目に移りまして「5.検討会の構成メンバー」ですが、都市農業経営に関する学識者であったり、実務者の方、また東京南農業協同組合からの推薦いただいた方、多摩市農業委員会から推薦を頂いた方で、地域の農業の事情等に詳しい方、流通についても詳しい方にも加わっていただきます。あとオブザーバーとして、東京都環境局自然環境部緑環境課の方にもオブザーバーとしてご参画いただくというところになっております。検討会を11月24日に第1回目を開催しまして3月位までの間でおおよそ4回を開催する予定でございます。また検討の形がいろいろ出てきましたら、また、このみどりと環境審議会の場でもご報告させていただきたいと思っております。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

会長

はい、ありがとうございました。こちらの里山保全地域において、農的活用を積極的に組み込むというふうなお話かと思っております。やっぱり里山はもともとそういう農業活動と切っても切り離せないような場所ですのであるべき姿かなというふうには個人的には思いますが、何かご意見あればお願いいたします。

(発言なし)

これから進めていくってことでみんなが目にするような事例になっていけばいいかなと思っておりますの

で、ぜひ今後も進めていただければと思います。

特になければこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

公園緑地課主査

はい、どうもありがとうございました。

(6) 水質汚濁に係る環境基準の改正の概要

会長

ありがとうございました。

はい、それでは(6)水質汚濁に係る環境基準の改正の概要につきましてお願いいたします。

環境政策課長

ここから説明させていただきます。残り2つが法改正に関連する部分なので、時間のこともございますので、2つまとめて説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

会長

はい、お願いします。

環境政策課長

まず1つ目です。参考資料6「水質汚濁に係る環境基準の改正の概要」でございます。こちらは一言で申し上げますと昭和45年から環境基準の項目に掲げられていた大腸菌群数の項目が、ここで改正になり、大腸菌群数は基準項目から削除され、新たに大腸菌数という項目が追加されます。令和4年4月1日から施行が開始されます。これまで大腸菌群数を多摩市の方でも、乞田川・大栗川で測ってききましたが、なかなかその基準に合わない状態が続いていました。これは都市河川特有な状況で、これまで行っていた大腸菌群数というのは、人や動物の糞尿、そのほかにも自然の土壌等にも含まれるということで、なかなか衛生的な指標のところだと課題がありました。これまで長い年月をかけて、環境省の中央環境審議会の方で議論されてきた中で、ここでようやく改正となり、今、水道水の方ではこの新たな大腸菌数という基準が設けられておりますが、それをこの環境基準の中にも盛り込んで、今後進めていくということで、より一層衛生的な指標が明確に監視されるというところで、これを多摩市に当てはめた場合、どんな状況になるのかというところですが、参考資料6の下の方に「(参考) 令和3年6月の多摩市の河川水質調査結果」がございます。これは今年の6月に測った、多摩市の乞田川と大栗川の状況です。稲荷橋と行幸橋という最初の2つが乞田川、残りの後ろ2つが大栗川になります。これは単位をよく見ていただくと、新しい大腸菌群数の項目の単位がCFUという形になります。これまで我々多摩市が測っていたのはMPN法という形で若干違います。これは培地が違うのですが、そんなに大きくかけ離れないだろうという想像の中で比較すると、多摩市の参考に掲げられた場所の類型は、A類型になります。このA類型は300という数字が当てはめられますけれども、多摩市でその新しい項目であてはめたとすると、6月の結果がこのように300以内に収まるということで、これまで大腸菌群数だと基準を大きく超えている状況が推移していたのですが、新しい項目になることによって、大腸菌の基準が基準内

に収まる見通しが出てきたというところを、報告と制度改正の概要、多摩市の現状について説明をさせていただきます。

(7) アスベスト対策における大気汚染防止法等の一部改正の概要

環境政策課長

それから二つ目でございます。今度もう一つの方が、参考資料7「アスベスト対策における大気汚染防止法等の一部改正の概要」でございます。アスベストはみなさん聞いたことがあると思いますけれども、建築の鉄骨等に吹き付けられておりました、耐火・耐熱・防音等の性能に優れた天然の鉱物です。こちらが今後、規制がさらに厳しくなるということで、民間・公共施設含めてこれまでアスベストが付着されていた建物が、だんだん解体の時期に入ってきております。今後10年かけてよりその件数が上がってくる見通しが立てられていて、2030年がピークとなり、それまでにこういった規制をしっかりとしていかないと、大気中への飛散がさらに増え、知らない間に私たちの健康を害するおそれがあるということで、ここで厳しく制度の方も改正されました。

また、これまで成形板と言われていた、壁や天井につけられているスレート板も、これまでは一応都道府県ごとにルールやマニュアルを作って、手離しで壊しなさいというところだったのですが、なかなかそれも徹底されていない部分もあったり、実際現実的なところで実験的に測ってみると、値も高いというような事実もあるようで、そういったことから、今回この制度改正の中で、そのスレート板というものが新しく規制の対象になりました。それに基づいてこれまでの吹き付け材、吹き付け石綿と保温材などをひっくるめて、建物を解体改修する場合は、事前調査の義務付けもされますという変更になります。特にその中の、延べ床面積80平米以上、それから改修にあたっては請負金額100万円以上のものについては、自治体に届け出も必要になります。来年4月からそれが始まりますが、それに基づいて私たち区市町村や東京都も一緒になって、その届出に対して立入検査を行うことになります。それに基づいて罰則等もありますし、隔離して行う作業も、さらに直接罰が適用されて厳しくなる、といったことが今回いくつかの項目が制度改正の中で加わりましたので、後で資料をご覧になっていただきたいと思います。参考情報を提供させていただきます。要するに、これまでの飛散されそうなアスベストだけでなく、成形板も対象になって、さらに届け出も必要になり、それに対する罰則も厳しくなったと言ったところなんです。

裏面を見ていただくと、どんなところにその成形板使われているのかというイメージですが、なかなか建築にあまり接してない方はわかりにくいかもしれませんが、例えば波板、よくプレハブの建物の中の壁や屋根に波状の板がありますよね。ああいったものもそうですし、軒天もそうです。それから一般家庭の中でも、参考資料7裏面の上の段の一番右側のサイディングボード。こういったものにも含まれております。資料の表面にアスベストの使用の規制について年代ごとの取り組みが出ていますけれども、平成18年9月以前の今現存している建物については、新しい建物以外は、ほぼあらゆるところにアスベストが使われておりますので、今後それらが解体改修される時期が順次迎えてきますから、それに向けての対策ということでこの法整備がされました。

ということで2つ報告をさせていただきます。以上です。

会長

ありがとうございました。まずは大腸菌関係の評価の話で、2点目がアスベストで、アスベストに関しましては、実は思いのほか我々の身の回りにあるということ、改めてこういった機会がきっかけで知りましたので、こういった対策に関して先行的に取り組んでいただけるのはありがたいと個人的には感じている次第です。本件に関しまして何かございますか。よろしいでしょうか。

(発言なし)

はい、この辺色々と情報のアップデートがありましたら、逐次またご報告いただければ幸いに存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。報告事項に関しましては、これで以上です。

7. その他

会長

それでは、最後7番目になりますけども、その他に移りたいと思います。こちら事務局からお願いいたします。

環境政策課長

はい、では説明させていただきます。

次回のお話をさせていただきます。次回は書面開催となります。書面開催は先程お話した、資料の6-1、6-2、6-3に関しては1月下旬ごろを目標に資料を作成し、送らせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。ご記入の期間は2～3週間程度を予定しております。ご多用中お手数をおかけ致しますけれどもよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

会長

はい、実際の評価が一番メインの業務になりますので、1月下旬ごろ資料をお送りさせていただきますので、ご多忙とは存じますが何卒よろしくお願いいたします。もしご不明な点がありましたら、どうぞお問い合わせいただければと思います。

少し時間が延びてしまいましたけども、以上ですべてが終了となりますけども、全体を通して何かございますか。よろしいでしょうか。

(発言なし)

もし万が一何かございましたら、メールでまた問い合わせいただければと思います。

それでは、令和3年度第2回目になります、多摩市みどりと環境審議会を終了したいと思います。

本年最後ですので、次回は来年ということになりますので、年末の最後のご挨拶ですが、皆様どうぞよいお年をお迎えいただければと思います。

皆様、どうもありがとうございました。

各委員・事務局

ありがとうございました。

正午閉会